家庭用井戸の水質検査を実施される皆様へ

町では、飲用水の安全性を確保し、健康を守るため、一般家庭における飲用水の水質検査を実 施した方に補助金を交付します。

◎補助を受けることができる方

- ・日南町水道未普及地域に居住する個人 ・町税等の滞納者でないこと。
- ・当年度に水質検査を実施した者
- ・5年以内に本補助金を受けていないこと

◎対象となる水質検査の内容

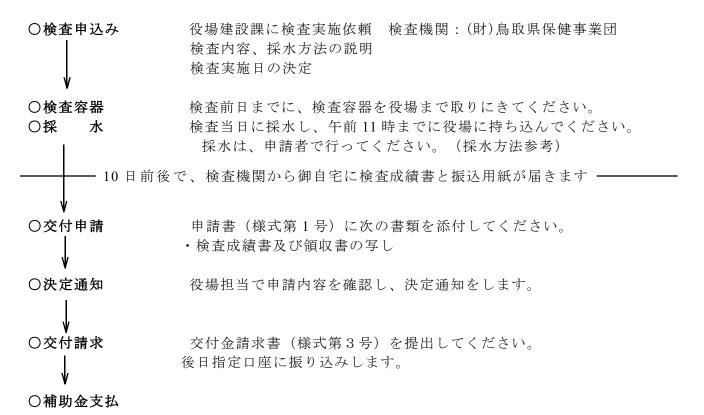
水道法の規定に基づく水質基準に関する省令に定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態 窒素および亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物(全有機炭素 (TOC)量)、PH値、味、臭気、色度、濁度、硬度の13項目(いわゆる保健事業団の行う飲用 水適否検査)が基本です。

◎補助金の額

- ・水質検査料金が1万円未満の場合 水質検査料金の2分の1に相当する額(100円未満切捨)
- ・水質検査料金が1万円以上の場合 5,000円
- ・生活保護世帯、住民税免除世帯の場合 水質検査料金の全額

【飲用水適否(13項目)検査料 7,700円 R2.10.1 現在】

◎検査申込みから申請までの流れ



【お問合わせ】 建設課 上下水道室 TEL 82 - 1113